

第 1 1 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 5 年 1 1 月 2 9 日 ( 水 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 1 1 月 2 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 會議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2 | 会期の決定                                   |
| 日程第 3 | 第 113号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)          |
| 日程第 4 | 第 114号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)          |
|       | 第 115号議案 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  |
|       | 第 116号議案 令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) |
|       | 第 117号議案 令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) |
|       | 第 118号議案 令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)    |
|       | 第 119号議案 令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)    |
|       | 第 120号議案 令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)      |
|       | 第 121号議案 令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)     |
|       | 第 122号議案 令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)      |
| 日程第 5 | 第 123号議案 宍粟市波賀市民協働センター条例の制定について         |
| 日程第 6 | 第 124号議案 宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について  |
| 日程第 7 | 第 125号議案 宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正について      |

日程第 8	第 126号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 127号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 128号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 129号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 130号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 12	第 131号議案	宍粟市監査委員条例の一部改正について
追加日程第 1	第 113号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	第 113号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
日程第 4	第 114号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
	第 115号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 116号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 117号議案	令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	第 118号議案	令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 119号議案	令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
	第 120号議案	令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 121号議案	令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 122号議案	令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	第 123号議案	宍粟市波賀市民協働センター条例の制定について

日程第 6	第 124号議案	宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
日程第 7	第 125号議案	宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正について
日程第 8	第 126号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 127号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 128号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 129号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 130号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 12	第 131号議案	宍粟市監査委員条例の一部改正について
追加日程第 1	第 113号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（14名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 山 下 由 美 議員
3 番 前 田 佳 重 議員	4 番 飯 田 吉 則 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 中 本 隆 敏 議員	8 番 垣 口 真 也 議員
9 番 神 吉 正 男 議員	10 番 林 克 治 議員
11 番 大 畑 利 明 議員	12 番 欠 番
13 番 欠 番	14 番 大久保 陽 一 議員
15 番 今 井 和 夫 議員	16 番 浅 田 雅 昭 議員

欠 席 議 員（なし）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 大前 和浩 君	書	記 岸 元 秀 高 君
書記 小椋 沙織 君	書	記 幸 長 祥 太 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	富田健次君
教育長	中田直人君	市長公室長	水口浩也君
総務部長	砂町隆之君	市民生活部長	森本和人君
健康福祉部長	橋本徹君	産業部長	中村仁志君
建設部長	樽本勝弘君	一宮市民局長	田路仁君
波賀市民局長	大田敦子君	千種市民局長	石垣貴英君
会計管理者	山本信介君	総合病院副院長兼事務部長	菅原誠君
教育委員会教育部長	大谷奈雅子君	農業委員会事務局長	祐谷佳孝君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆さんおはようございます。本日より12月定例会でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

第114回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。11月に入っても暑い日が続いていましたが、ようやく朝夕は冷え込んでまいりました。暑さの影響で心配していました紅葉ですが、多くの方々にお越しいただき、喜んでいるところでございます。また、各地域におきましては、もみじ祭りや農業祭、ふるさとの集いなどが行われ、コロナ禍以前のにぎわいが戻りつつあることに、関係の皆様のご頑張りに敬意を表するとともに、地域がさらに元気になることを願っているところでございます。

さて、市の総合防災訓練が一宮で行われました。自主防災組織の取組や、防災関係機関の連携した災害対応訓練に改めて、地域防災への取組の重要性を感じたところでございます。ただ、このたび実施しました議会報告会におきまして、地域からは、消防団員の確保ができないことや、自主防災組織も高齢化で、いざというときの対応に不安の声がありました。改めて、今後の地域防災体制の在り方について考えていかなければならないと思ったところでございます。

本定例会には、令和5年度各会計補正予算や条例の制定及び一部改正など、19議案が提出されています。議員各位には、慎重審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、よろしく願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。第114回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃の御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

11月の初旬は夏日の日もありましたが、中旬には氷ノ山で初冠雪し、波賀町道谷においては7センチの積雪となるなど、例年にはない寒暖の差が激しい天候となりました。こうした天候不順と、夏の猛暑や雨量の少なさのせいも、紅葉前線も例年より少し遅いようではありますが、先週には彩りも市内で鮮やかとなり、多くの来場者に最上山公園やあるいは山崎酒蔵通りの散策、また各地のもみじ祭りや、あるいは朝市を楽しんでいただけたことと思います。

さらに、市内各地では様々なイベントが開催される中で、新型コロナウイルスからの脱却に向けて元気と地域の絆を取り戻そうと、関係者の皆様が強い思いを持っ

て頑張っている姿を拝見して、大変心強く感じたところであります。

またこのたび、波賀町飯見の住民グループ「飯見夢むら棚田の会」が農林水産省の「豊かなむらづくり全国表彰、むらづくり部門」の近畿ブロックで農林水産大臣賞を、また地域住民が地域の活性化を目的に設立された黒土川小水力発電合同会社が、「気候変動アクション環境大臣表彰、普及・促進部門」で環境大臣賞に、さらに地域における持続可能な社会の実現を目指したNPO法人奥播磨夢倶楽部が、「国土交通大臣表彰手づくり郷土賞」で、国土交通大臣賞を受賞の榮譽に輝かれました。このたびの受賞は、それぞれの関係の皆様を元気にしたいとの強い思いのもと、継続的な活動に取り組まれたことが評価されたものであり、地域づくりに元気と勇気をいただきましたことを改めて心からお喜び申し上げますとともに、敬意を表する次第であります。

いずれにしても、まちづくりには行政だけではなく、地域の皆様をはじめ、各界の団体の皆様との連携なくしては始まりません。人口減少による様々な課題もありますが、皆さんとともに粘り強く信念を持って、まちづくりを進めていく所存であります。

さて、本定例議会におきましては、宍粟市波賀市民協働センター条例の制定、令和5年度一般会計補正予算など、19議案を予定をしております。議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） ただいまから第114回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛の報告書写しのとおりであります。

報告3、本日市長から議案19件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

9番、神吉正男議員、10番、林 克治議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅田雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの21日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月19日までの21日間に決定しました。

日程第4 第113号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第3、第113号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第113号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国において、地方創生臨時交付金のうち、地域の実情に応じて柔軟に活用できる重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、物価高騰対策として住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加することが決定されたことに伴い、対象となる世帯へ迅速に支援を届けるため、その事業費及び事務費を追加するものであります。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ3億308万7,000円を追加し、補正後の総額を242億7,604万9,000円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第113号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

ここで委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前9時41分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、予算決算常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第113号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、第113号議案を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程第1 第113号議案

○議長（浅田雅昭君） 追加日程第1、第113号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、今井和夫議員。

○予算決算常任委員長（今井和夫君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第113号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

委員会は、本会議休憩中に開催し、関係職員に説明を求め、詳細審査を行いました。第113号議案の内容は、国において地方創生臨時交付金のうち、地域の事情に応じて柔軟に活用できる重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大し、物価高騰対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加することが決定されたことに伴い、対象となる世帯へ迅速に支援を届けるため、その事業費及び事務費を追加するものでありますが、補正予算積算後に国からの通知では、課税者、被扶養者のみ世帯については対象としない予定であるとの説明がありました。



審査の中で委員からは、6月の給付においては、家計急変世帯と課税者、被扶養者が対象であったが今回は外れた、その考え方についての質疑がありました。これに対して、国から今回の重点支援地方交付金では、12月1日を基準日とし、非課税世帯のみが対象と検討される予定と連絡を受け、今回の予算編成を行っているとの説明がありました。

そこで、今回支援対象とならなかったところを、推奨メニューの中で検討できないかとの質疑があり、市の全体の支援策を検討する中で、健康福祉部としては検討していきたいとの回答がありました。

その後自由討議を行い、参考に採決しました結果、第113号議案の補正予算については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第114号議案～第122号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第4、第114号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第122号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第114号議案から第122号議案までの補正予算9議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度の実質的な最終の補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう、予算措置を講じるとともに、令和5年人事院勧告を踏まえ、給料表の改定及び期末手当、勤勉手当の支給率の引上げなど、人件費の補正について予算計上するものであります。

それでは各議案の概要につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、第114号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）ですが、歳入歳出にそれぞれ2億2,106万2,000円を追加し、補正後の総額を244億9,711万1,000円とするものであります。

歳出におきましては、旧NPO法人花菖蒲とふるさとづくりの会の解散に当たり、定款に基づき、市に残余財産を譲渡することが総会において決定され、その譲渡金については、地元自治会である高所自治会と出石自治会の地域振興のほか、市内のこども食堂の活動支援や、山崎子育て支援センターに木製玩具を購入するなど、子どもたちへの健全育成に活用することとし、それぞれの事業費を計上しております。

さらに、木製玩具の購入においては、宍粟市ゴルフ協会からの寄附金も活用することで、センターの充実を図ることとしております。

その他の主なものとしまして、総務費では、令和6年4月のこども家庭センターの開設と、山崎子育て支援センターの活動拠点の北庁舎への移転に向け、間仕切りの設置など必要となる改修費のほか、森林鉄道を活用した地域活性化の一環として、立山砂防事務所から払下げを受けるモーターカーの移設費用等の補助金を追加しております。

民生費では、障がい児福祉サービス費、医療扶助費などで不足が見込まれる事業費の増額、土木費では、道路や河川の緊急対応に係る修繕工事費の増額を行っております。

災害復旧費では、本年8月の台風7号により被災した農地、農業用施設、河川の復旧に必要な補助金と工事費を計上しております。

次に、歳入につきましては、歳出に関連する国県支出金や市債などの特定財源のほか、令和4年度決算剰余金の一部を前年度繰越金として計上しております。そのほか、事業完了が会計年度を超える見込みであるため、Jークレジット創出事業と河川災害復旧事業について繰越明許費を計上するほか、債務負担行為については、1件の追加と2件の変更を行っております。

次に、第115号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定などに伴う人件費の補正などを行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ195万円を追加し、補正後の総額を45億3,389万5,000円とするものであります。

第116号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定などに伴う人件費の補正を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ247万7,000円を追加し、補正後の総額を1億9,810万5,000円とするものであります。

第117号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金を追加で計上しております。補正額は、歳入歳出にそれぞれ3万1,000円を追加し、補正後の総額を6億1,807万7,000円とするものであります。

次に、第118号議案、令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定などに伴う人件費の補正のほか、国庫支出金と一般会計からの繰入金を財源に、令和6年4月からの介護報酬の改定に向けたシステム改修費を追加することとしています。補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,722万2,000円を追加し、補正後の総額を52億3,736万2,000円とするものであります。

第119号議案、令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定などに伴う人件費の補正のほか、訪問回数の増加により不足が見込まれる時間外手当の増額を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ353万7,000円を追加し、補正後の総額を9,268万3,000円とするものであります。

次に、第120号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定などに伴う人件費の補正を行っております。支出補正額は84万2,000円の増額とし、補正後の支出総額を23億293万5,000円としております。

次に、第121号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計からの補助金等を財源に、給与改定などに伴う人件費の補正を行っております。支出補正額は149万3,000円の増額とし、補正後の支出総額

を35億2,438万3,000円としております。

次に、第122号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定などに伴う人件費の補正を行っております。支出補正額は2,645万7,000円の増額とし、補正後の支出総額を49億8,079万1,000円としております。

以上、補正予算9議案につきまして一括して概要の御説明を申し上げました。議員各位におかれましては、それぞれ諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第114号議案から第122号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第123号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第5、第123号議案、宍粟市波賀市民協働センター条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第123号議案、宍粟市波賀市民協働センター条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

波賀町域という生活圏における日常生活に必要な機能を集積した地域を、波賀市民局周辺エリアと位置づけ、その中心的施設として、また市民の健康及び福祉の増進並びに教育文化の向上を図り、将来にわたって自主的な市民活動等の促進に資する場、または生活圏の利便性やにぎわいを確保するための拠点として、波賀市民協働センターを設置するため、条例を制定するものであります。

また、保健福祉センター及び生涯学習事務所の機能を集約するため、関係する条例につきまして所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第123号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第6 第124号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第6、第124号議案、宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第124号議案、宍粟市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地域づくり等の視点から、スポーツを社会教育の領域よりも幅広く捉え、宍粟市スポーツ推進計画に基づいた施策を、健康福祉施策やまちづくり施策等、関連する他の施策と連携して展開し、かつ当該施設の実施に係る意思決定を迅速化することを目的として、令和6年4月以降、教育委員会の権限に属する事務のうち、学校における体育以外のスポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行していくため、本条例を制定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第124号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第7 第125号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第7、第125号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第125号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例で規定する空き家等についても、法と同様の措置を実施していくため、条例の改正を行うものでありますが、これに合わせ、条例の規定中、既設の空き家等の適正な管理のための対策等に関する規定は、引き続き存続した上で法の規定と内容が重複するものを整理し、条例を再構築することにより、適切な条例の施行に資することとするため、条例の全部を改正するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。通告に基づき発言を許可します。

11番、大畑利明議員。

- 11番（大畑利明君） 11番、大畑です。125号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正について、質疑をさせていただきます。

二つほどポイントがあるんですけども、今市長から提案がありましたように、本条例の全部改正案は、上位法の改正に合わせて、既存の条例の内容を整理するという説明でございましたが、上位法の改正、後ほどポイントを申し上げますが、それと本市のような過疎地域において、今後どのように空き家対策を推進されるのか。その推進をしようとして条例を整理されたのか。その要点を伺いたいと思います。

二つ目に、上位法の改正は周囲に悪影響を及ぼす特定空き家の除却等を一層円滑に進めること。それと周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階から、空き家の有効活用や適切な管理を確保して、空き家対策を総合的に強化しようという狙いがあるというふうに理解をいたしております。

そこで、この上位法の改正の狙いとする部分が、本条例の全部改正案にどのように反映されているのか、三つに分けてお答えをいただきたいと思います。

まず1点目は、空き家等の有効活用、活用拡大についてです。空き家等活用促進区域とか、あるいは支援法人制度によって、活用を拡大するようという法改正の趣旨がございますが、それについてお答えください。

あと二つ目は、管理の確保についてです。従来は特定空き家に該当しない限り、指導あるいは税制上の措置が適用されませんでしたけども、今回はその悪影響を及

ぼすこととなる前の段階から、適正な管理、管理の確保ということでの法改正がされておりますので、これがどのように条例とリンクしているのかお伺いいたします。

三つ目には、従来からあります特定空き家の除却等について、あらゆる権限が市長に与えられておりますけども、この辺りも条例の中でどのように反映されているのでしょうか。その3点をお伺いをいたします。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） それでは大畑議員の宍粟市空き家等の対策に関する条例の全部改正についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、当市のような過疎地域において、どのような整理をされたのかについてですが、当市では平成27年2月に施行からされたこの同法に先立ちまして、平成27年（後刻発言訂正あり）7月に条例を制定し、空き家等の対策を進めてまいりました。今回の条例改正は、現行の条例において法と重複する規定があることから、これらを整理した上で再構築するため全部を改正するものであります。

法で規定していない長屋もしくは共同住宅の住戸においても法を準用し、規定しているほか、特定空き家及び管理不全な空き家などに関して、緊急の対応が必要な場合、必要最小限の措置が行えるよう、緊急安全措置についても規定をしておるのであります。

2点目の特別措置法の一部改正は、空き家対策を総合的に強化しようとするものとするが、1点目の空き家等の活用拡大、2点目の空き家等の管理保全、3点目の特定空き家等の除却について、本条例にどのように反映されているのかについてですが、法改正は活用拡大、管理保全、特定空き家等の除却等の促進を三本柱とした対応の強化を目的に行われております。

条例の改正の趣旨は、先ほど御説明させていただいたとおりであります。御質問の内容については、今回改正された空き家対策等の推進に関する特別措置法、また本日提案しております本条例を遵守して、宍粟市空き家等対策計画に基づき、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） ちょっと具体的な中身がなかったので分かりにくいんですけども、まず、この条例の第1条に、この条例は空き家等の対策の推進に関する特別措置法、平成26年の法律に定めるもののほかというふうに書いてあるんですが、

今回の改正は、令和5年6月14日に改正されている特別措置法、この規定がこの第1条に盛り込まれていないのはなぜか。その上位法の適用が受けれるのかどうか、この条例とのリンクですね。その辺りがちょっと分かりませんでした。

それから、総合的に進める中で、空き家活用を促進していこうと、宍粟市の場合も特別措置法の前独自の条例のときにも、どちらかというと空き家の利活用を図っていくということが、主眼に置かれた条例がありました。

しかし、その後、特定空き家の対策が重要だということで、少しずつ変わってきておりますが、今回の目的は、事前の要するに管理不全や特定空き家になる前の段階から、有効活用を図ったり、管理を徹底させていこうというのが大きな目的ですから、この活用促進区域を定めて、あるいは活用推進指針のようなものを定めて、そういうエリアにしっかりと空き家の活用を図っていこうという考えがおありなのかどうか、その辺りをもう一度お聞かせいただきたいのと。

それから、これいわゆる担当部局のマンパワーの関係で、今回NPOとか、あるいはそれを本業となさっているところについて、支援法人制度ということで活用できるようになっておりますが、そういうこともお考えなのかどうか、というのがちょっと見えてきませんでしたので、再度先ほど言いました目的の第1条に今回の改正のことが盛り込まれてないということと含めて、三つ言いましたがもう一度お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） まず第1条の目的のところですが、大本の特別措置法が平成26年度に制定されたものが、今回改正されたものとしておりますので、その部分については、今回の改正の部分は反映されるのかなと私どもは解釈しております。

それと、空き家の管理保全のところについても、今回の改正に基づいた特別措置法に基づいて、今後は取組を進めてまいりたいと考えております。

また、最後にありましたNPOさんの部分についても、特別措置法の中で示されておりますので、その法を遵守しながら進めてまいりたいとは思いますが、今現在空き家等でNPOとしては、ちょっと手持ちの資料を持ってないんですけども、1件か2件活動されかけているところがあると思います。そういったところとも連携を図りながら、今後どうやっていくかというのは、今現在空き家の調査を本年やらせていただいておりますが、この空き家調査の結果を基に、空き家の持ち主さんへのまたアンケートも実施し、それを今後宍粟市の空き家対策計画を平成7年（後刻



発言訂正あり)には見直しをしなければならないと思っておりますので、その部分にも反映しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長(浅田雅昭君) 11番、大畑利明議員。3回目となります。

○11番(大畑利明君) 目的のところに、今回の令和5年の法改正のことが全く触れられていないので、上位法との関連が、この今回の全部改正の条例でいいのかどうかというのをちょっと疑問に感じます。

7条のところに、この条例7条に空き家等対策協議会、ここで今部長がおっしゃった活用促進区域とか、指針とかそういうことを議論されるんでしょうけど、それは法7条の3項と4項ですね、そういうものがここに全く記載がないんですね。ですから、それやられないんじゃないかなと私は見たんです。この条例を見たときに、促進区域とか、あるいはそういう指針をつくっていくということについて、この条例の中にはないんじゃないかなと見たんですが、もう一度そこを確認をさせてください。

3回しかありませんので、あと残ったことはちょっと委員会でしっかり説明をいただきたいと思います。過疎地域における空き家対策をどう進めるんですかというふうにお尋ねしたのは、国がこういう活用促進区域とかというものをつくっても、実際やっぱり中心街とか、一定の区域に限定されてくるだろうと思うんです。こういう過疎地域ですから、例えば住宅を何か喫茶店に変えていくとか、いろんなことをしても、それが商売として成り立っていくのかという、需要の問題がありますから、なかなかその活用計画といっても、過疎地域の中ではそれだけの需要が見込めないんじゃないかなと、私は思っているわけです。

しかし一方では、観光振興のために、特定空き家になっていたり、管理不全の空き家がそこに存在するというのは、イメージがダウンしますから、そこはしっかり活用しなさいよという、建て替えを促進してしなさいよという今回の法律ですけど、それが本当に可能なのかどうかという辺りを、どのように分析されているのかということですね。

もう一点は、自らの経験、近くの経験もありますけども、大体空き家になるケースというのは、相続が多いと思うんです。ですから、もうここに住んでおられなくて、相続でも家がこの宍粟市の田舎に存在をして、全く手がつけられなくなっていくという、そういうことが非常に多いんじゃないかと思うんです。だからそういうのも含めて、過疎地域での空き家が今後増加するだろうと私は見てるんで、その辺りをどういうふうにして今回の法改正への狙いと、宍粟市に合った総合的な対策をつく

っていこうとされているのか。そこがちょっと見えてこないのので、そこをしっかりと説明をいただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。大きく3点です。

樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） まず本条例の中の7条のところですけども、具体的には、その法第7条第1項というふうな表現のその後がないんですけども、7条の2項の（2）ですね、その他空き家等に関する対策の推進に関して、市長が必要と認めることというようなところで、その部分についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それと過疎地域での空き家の現状というのは、平成31年に空き家調査をしたあと5年たって今年度調査しております。この部分で先ほど議員も言われましたように、空き家は私どもも調査をしながら増えているだろうと思っておりますし、先ほど言われた相続などでも空き家として残ってきてるところは、課題として捉えております。そういった部分を、やはりどういうふうに取り組んでいくのかということも、今後協議会の中で議論して、そういった区域も含めて考えていきたいと思っております。

空き家の活用が可能なのかということにつきましても、やはり山崎の中心市街地であったり、一宮、波賀の北部、波賀・千種の北部であったり、状況は違ってくると思うので、そういった部分も区域、区域でやはりどうするのかということは、十分に議論をしていきたいと思っております。

それと先ほど私が答弁しました、平成7年と言いまして、令和7年に計画書を見直す予定ですので、そういったところでしっかりと議論をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第125号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第8 第126号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第8、第126号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第126号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものであります。

改正内容は2点となります。

1点目は、若年層を中心に各給料表の号級を令和5年4月に遡及して引き上げるものであります。

2点目は、12月支給の期末手当及び勤勉手当につきまして、一般職は0.05月、定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分ずつ、それぞれ引き上げるものとともに、次年度以降は、期末手当及び勤勉手当の引上げ分を6月支給分と12月支給分に、それぞれ均等に配分するよう改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第126号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第9 第127号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第9、第127号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第127号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の改正内容を踏まえ、これに準拠する基本的な考え方から、会計年度任用職員の給与に関して必要な規定を整備するものであります。

改正内容としましては、1点目は、会計年度任用職員の給料額を正規職員に準じて引き上げるものであります。

2点目は、期末手当支給率の引上げについて、令和6年度以降における6月支給分と12月支給分にそれぞれ均等に配分するよう改正を行うものであります。

3点目は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができることとなっており、国や他市町の導入予定状況を加味し、宍粟市においても、正規職員と同様に支給できるように改正するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。通告に基づき発言を許可します。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 11番、大畑です。第127号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

論点は実施時期の問題でございます。会計年度職員の給与等に関する取扱いについては、一般職の職員の給与改定が行われた場合における、会計年度任用職員の給与に係る取扱いということでの通知がございまして、給与改定の実施時期も含め、一般職の職員の給与改定に係る取扱いに準じて行うようということで、総務省から通知がされております。

つまり、会計年度任用職員の給料、報酬及び期末手当は、常勤職員と同様、公平にまたは適切に決定すべきと考えますが、本条例改正案では、会計年度任用職員の給与に係る取扱いが、令和6年4月実施となっております。これについてはなぜかお伺いをしたいと思います。

二つ目、担当部として通知が国から来てるのを御存じだと思いますが、令和5年10月20日付、総務副大臣からの地方公務員の給与改定に関する取扱いについてという通知が発出されております。その中で、会計年度任用職員に係る給料、報酬、期末手当の取扱いと、給与改定の際の遡及適用に関して対処方針が示されております。遡及適用です。本年の4月1日に遡ってという意味です。こういう対処方針が示されておりますが、どのように解釈されているのか。それについてお伺いをします。

以上2点よろしくお願い致します。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） それでは私のほうから、会計年度任用職員の給与等に関する取扱いにつきまして、その御質疑にお答えをいたします。

まず1点目の給与手当の改定に係る取扱いについてですけれども、会計年度任用職員の人事院勧告の対応につきましては、宍粟市ではこれまで年度途中で人事院勧告があった場合においても、増えた場合、減った場合ともに、そういった場合については、年度途中での変更は行わないという方針できております。したがって、今回の改定期間につきましては、令和6年4月からとしておるものでございます。

2点目の国の通知の解釈についてでございますけれども、先ほども議員のほうから申し上げられましたように、10月20日付の総務副大臣通知、また5月2日付の通知では、この改定の適用を受ける会計年度任用職員の範囲について、示されておるところでございます。

宍粟市では、これらの通知を基に検討をいたしました。宍粟市の実情を踏まえて、特に会計年度任用職員の中でも、日額時間給の方こういった方々については、扶養の範囲内で勤務調整をされている方が多くございます。各所属での運用に支障が出る場合が想定されることや、4月に遡及をして健康保険の扶養の対象外となるケース、こういったケースも想定されること等々、課題が多くあるということから、改定の時期については4月への遡及は困難と判断をしたところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） これ質疑で取り上げているのは、市長に伺いたいということで上げております。市長もこの会計年度任用職員については、2020年でしたか、こういう制度が地方公務員法の改正によって新設されたというのは御存じだと思います。

常勤に対する非常勤職員という言い方ですけども、非常勤というのは名ばかりでして、実際この宍粟市の中の医療現場でありますとか、福祉それから教育、子育て支援、あるいは窓口業務全般、要は市民サービスの最前線で活躍されている方々だというふうに私は認識しておりますが、市長にもそういう同様の認識があるのであれば、なぜこのような扱いをするのか、もう一度伺いたいと思うんですが、先ほど、これまでの取扱いに合わせてという話がありましたが、それが間違っていたというふうに思われませんか。全般的に、やはり今働く者の賃金の改定というものが進んでおまして、民間との差がこれだけ出てきたということですね。

会計年度任用職員も法改正はされましたけども、なかなか処遇の改善に至っていないということから、このように国を挙げて通知まで出して、常勤職員と同様の扱いをなさいたいという通知が来てるわけです。その辺りもう一度考え方を伺いたいと思います。

これまでも市長は、公務員の給与改定、これは会計年度任用職員を含めて公務員でございますが、人勤に基づいて実施すると繰り返して説明されてきていると思うんですね。だから、市長としてこの通知、総務省通知を確認されましたか。そこも含めてもう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、先ほど扶養の範囲の問題とか、実情をそれぞれつぶさに考えておられるようですが、やはりこれは、全体的に賃上げをしていこうという流れの中で、あたかもそこに寄り添うような言い方をされましたが、これは低位平準化に私はつながると思いますよ。全体的にその扶養の範囲の問題で足かせになって、賃上げができない。だから賃上げしても扶養の心配がないぐらいまで、処遇を改善するのが本来ですよ。それを、そこに理由づけをして実施を妨げるというのは、これは僕は絶対許されないことだと思いますけどもね。どのようにお考えですか、市長。答弁ください。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 今、大畑議員のおっしゃる意味は十分理解できます。現状はこういうことだと思います。特に会計年度任用職員という制度に変わって、できるだけ処遇改善を含めて、こういうことも十分理解をしておるところでございます。

また同時に共済組合の加入につきましても、一昨年から共済組合に、たまたま私も理事長をしておりますし、いろんなことでさせていただきました。

ただ、今回のこの通知は十分承知しておりますが、私も担当部長が申し上げたとおり、一人一人が今いろんな方々での状況の中で、頑張っていらっしゃるのも事実でありますけども、そこでいろんな扶養の状況とかいろんなことがありますので、今回は一人一人によっても非常に課題が大きいので、遡及は難しいということでしたので、私もその判断は正しいのかなと、こういうことであります。

ただ現実、正規の職員あるいは会計年度任用職員、この制度が本当にどうなのかということ、私は常々疑問を持っております。本来正規職員でやるのが当たり前ですが、なかなかそうはいかないので、そういった形になっておると。特に保健部門、あるいは子育て部門を含めて、たくさんお世話になつておるんですが、このことをもう少し大きな意味での課題解決を図っていかないと、このように思っています。

と同時に、働き方改革と同時に賃上げのことも当然国としてありますので、今回についてはこういう形で提案をさせていただいて、今後の課題として我々も考えて

いきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 3回目です。また総務委員会をお願いしたいんですけども、これ市長ね、今回はこのようで、あとまた課題としてとおっしゃいますけどね。今回ですよ、重要なのは。会計年度任用職員は、これ全国的な組織でもって自らの処遇改善も含めて、国といろんな交渉しながら、こういうところまで到達してきているわけですよ。それを、宍粟市の事情だけでということで、そういう全国的な取組に足並みをそろえないというのは、どう考えてもおかしい。そこをよく考えてくださいよ。社会的な問題なんですよ。そんなに個人個人の状況で判断するなんてというようなことやってたら、ほかにもいっぱいそんな問題あるんじゃないですか。会計年度だけじゃないですよ。

だから、そういうふうに扶養から外れるから辞退すると言われた人は、辞退されたらよろしいけども、そのことによって賃上げが据え置かれる人はたまったものじゃないですよ。そういう人もいらっしゃるんじゃないんですか。ですから、ぜひこれは真剣に考えていただきたいし、やはり宍粟市として恥ずかしい対応だけは取ってほしくないと思います。

再度、市長に答弁を求めます。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） このことも、事務方のほうからいろいろ聞いておりました、また報道でも全国の自治体でどんな状況、現段階ですけども、なかなか自治体によっていろいろばらつきがあるのも現実であります。それぞれの地域自治体によって課題もあるようであります。会計年度任用職員の採用自体、あるいはもっといいますと、給料表の体系も非常に違っている現状もあるようであります。

したがって、宍粟市においても来年度この以降、十分他団体の状況も確認しながら、システム的なこともありますけども、十分検討して運用面の課題も整理しながら、可能な限り働き方改革だったり賃上げ、あるいは賃金、労働条件の確保に努めていくことが必要だと、このように認識しております。

○議長（浅田雅昭君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第127号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第128号議案～第129号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第10、第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び第129号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは第128号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び第129号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議会議員並びに市長、副市長及び教育長の議員報酬月額、給料月額及び期末手当支給割合につきまして、特別職報酬等審議会から議員報酬月額及び給料月額については据え置き、期末手当支給割合については、0.1月分引き上げることが適当である旨の答申を受けたことから、その内容を踏まえ検討しました結果、答申のとおり、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を0.1月分引き上げるものでありますが、市長、副市長及び教育長に支給される期末手当につきましては、本年より給与等を減額措置している状況等を踏まえ、令和6年12月までの間は、現行の支給割合を維持する特例を設ける改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第128号議案及び第129号議案の2議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第11 第130号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第11、第130号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。



福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第130号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法等が改正され、国民健康保険税の軽減制度が創設されたことに伴い、産前産後の被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、単体妊娠の場合は4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分を減額するため、所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第130号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第12 第131号議案

- 議長（浅田雅昭君） 日程第12、第131号議案、宍粟市監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第131号議案、宍粟市監査委員条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、この法律の引用部分の条ずれに対応する改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第131号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

樽本部長より発言の訂正がありますので許可します。

樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 先ほど125号議案で1回目の答弁の中で、平成27年2月に施行された同法に先立ち、平成27年7月に条例を制定したというふうに回答させていただきましたが、平成26年の7月ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。申し訳ありません。

○議長（浅田雅昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月12日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時30分 散会）